2025年8月8日

各　位

会社名　　トーヨーカネツ株式会社
代表者名　　代表取締役社長　大和田　能史
（コード番号　6369　東証プライム）
問合せ先　　取締役専務執行役員　米原　岳史
（TEL 03-5857-3333）

業績連動型株式報酬制度への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）処　分　期　日	2025年8月25日
（２）処分株式の種類および数	普通株式105,600株
（３）処　分　価　額	1株につき金4,160円
（４）処　分　総　額	439,296,000円
（５）処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
（６）そ　の　他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

２．処分の目的および理由

当社は、2019年６月27日開催の第111期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）および取締役でない常務執行役員以上の執行役員（以下、あわせて「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結した信託契約を「本信託契約」という。また、本信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」という。）を導入し、その後、2022年６月28日開催の第114期定時株主総会および2025年6月26日開催の第117期定時株主総会の決議に基づき、本制度を一部改定の上、継続しております。（本制度の概要につきましては、2019年5月14日公表の「役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2022年5月13日公表の「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」および2025年5月14日公表の「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。）

本日開催の取締役会において、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる当社株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下、「追加信託」という。）を行うことおよびそれに伴う本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対する本自己株式処分について決定しました。

処分数量につきましては、役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に基づき、３事業年度に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 8,023,074 株に対し、1.32％（2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 77,161 個に対する割合 1.37％。いずれも少数点以下第３位を四捨五入。）となります。当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値の増大に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

＜本信託の概要＞

①	名称	：役員向け株式給付信託
②	委託者	：当社
③	受託者	：株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
④	受益者	：取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
⑤	信託管理人	：当社と利害関係を有しない第三者
⑥	信託の種類	：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
⑦	本信託契約の締結日	：2019 年 8 月 26 日
⑧	変更契約日	：2025 年 8 月 8 日（予定）
⑨	信託の期間	：2019 年 8 月 26 日から本信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）

＜追加信託および本信託における当社株式取得の概要＞

①	取得する株式の種類	：当社普通株式
②	追加信託金額	：389,296,000 円
③	取得する株数の総数	：105,600 株
④	追加信託日	：2025 年 8 月 25 日
⑤	株式の取得日	：2025 年 8 月 25 日
⑥	株式取得方法	：当社の自己株式を引き受ける方法により取得

（注）本信託は、今回の追加信託に係る金銭 389,296,000 円および信託財産に属する金銭 50,000,000 円の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

３．処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係

る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」という。）の直前営業日（2025年8月7日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である4,160円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していることおよび本取締役会決議日の直前1カ月間（2025年7月8日から2025年8月7日）の終値の平均である4,016円（円未満切捨て）からの乖離率は3.59%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前3カ月間（2025年5月8日から2025年8月7日）の終値の平均値である3,896円（円未満切捨て）からの乖離率は6.78%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前6カ月間（2025年2月8日から2025年8月7日）の終値の平均値である3,802円（円未満切捨て）からの乖離率は9.42%（小数点以下第3位を四捨五入）となっていることから、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（4名にて構成、うち3名は社外取締役）が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

４．企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以　上